

まる やま やす なり
丸 山 雍 成

学位の種類 文学博士
学位記番号 文第32号
学位授与年月日 昭和52年10月20日
学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 近世宿駅の基礎的研究

論文審査委員 (主査)
教授 関 晃 教授 源 了 圓
教授 渡 辺 信 夫

論 文 内 容 の 要 旨

日本近世史研究上、交通・運輸の問題が不可欠であることは既に指摘されながら、戦後において理論・実証の両面で研究の深化が比較的すくない分野の一つとして、地方史研究協議会は昭和37年度大会テーマを「交通と運輸をめぐる諸問題」と設定し、研究者14人に問題提起をおこなわせた。その結果、封建社会体制内の政治・経済体制を前提とした研究方法の確立こそが必須の要件であることが確認された。この時の問題提起の概要は本書「はしがき」にゆずるが、その後の交通・運輸史の研究は、一部ではともかく、一般的には必ずしも右の重要な方法的提言を生かし、理論・実証の両面でみゆり豊かな成果をあげてきたとはいえないのが現状であろう。これは“封建制下の交通”史研究の孤立分散的傾向が、史料の偏在と研究者自体の分布状況から助長され、全体として一つの統一ある次元への高まりを抑止する条件下におかれていたことも無関係ではない。しかも、特に陸上交通の場合、古くは大山大敷太郎「近世交通経済史論」(昭16)、そして戦後の児玉幸多「近世宿駅制度の研究」(昭32)を除いて、近世宿駅の個別実証の研究水準を大きく超克するための各街道宿駅の研究集積がきわめて乏しい状況下では、すぐれた方法的提言もすぐには生かされないのは必然の成行きであったのである。

本書は、右の研究方法の分析視角をそのまま全面的に受けいれて叙述したというより、それ以前の筆者なりの模索による独自の方法にもとづく論理展開を主体としている。したがっ

て、未熟な部分の多いことはさげられないが、筆者の研究方法の特徴というべきものは、近世宿駅の成立・発展から変質・崩壊の各過程を、宿駅を構成する宿役人以下の宿住民の存在形態・性格の変化と対応するものとみなし、後者を基礎において前者の各過程を論理的に説明しようとした点にある。この方法をとった第一の理由は、近世宿駅の構成者たる宿住民の大部分が農民身分であること、したがって在町宿駅における階層分析は、一般農村の農民層と基本的には同一基盤に立つし、近世宿駅の変質・崩壊の過程を単なる外部的・他律的要因とみる見解とは全く立場を異にし、農民層の階層分化→分解を基礎においた法則的な歴史現象とみなすことを前提としているからである。

1

第一章では、蕨駅の成立と検地を主題として、江戸前期までの宿村農民層の存在形態とその性格を論じた。このうち、第一節の蕨宿の成立については、先ず第一に、その前史としての戦国時代における武州蕨城主渋川氏（旧九州探題、関東探題）と在地の政治動向を中心に述べたが、これは江戸時代の蕨宿や周辺村落の成立・発展が、渋川氏の旧家臣層の主導性による側面を無視できないためである。戦国大名後北条氏の領国支配下における交通発達、特に軍用道路としての本城一支城、支城同士間の街道宿駅の伝馬制の普及に伴い、すでに戦国末期には近世宿駅の原型が出来ていたこと、徳川氏の関東領国時代の交通政策の展開が全国統一後の五街道中心の交通制度の基礎になったことを推察した（以上、一）。第二に、近世宿駅の形成は領主的強制が大いに作用し、その成立類型には、戦国期以来の宿駅を基礎に、従来の街道筋や宿場聚落の部分的変更・移動によって成立したもの、従来その素地の全くなかった土地に新規に聚落を突如形成させて宿駅としたもの、とがあり、蕨宿の事例は前者に属することを指摘するとともに、その近世的宿駅としての成立時期（慶長11年、同17年、同19年、元和年間説）を示す諸史料を提示、検討した上で、明確な断定を留保しつつ、いちおう慶長11、2年頃から徳川氏の御殿取立、同17年から元和年間にかけて本格的な宿駅形成を推測した。そして、蕨宿成立期の社会構成が17姓—65戸の数値であること等から、近世宿駅としての蕨宿の成立は、戦国期以来の在郷家臣—土豪の名主百姓を中核として、慶長から寛永期までに宿駅制度整備のためになされ、それが宿駅形成の当初から族縁の集団の統一的連合たる性格を濃厚にしていたことを指摘し、近世初期における宿駅と商品流通との関係について触れた。そこでは、幕府権力が輸送力の強化という要請に加えて、貢租収取の能率化とともに領主的商品流通の統一的把握の一階梯として宿駅を設定し、農民の商品経済の発展を抑制した側面に注目した。さらに、元和7・9年の年貢請取状等の検討から蕨宿と塚越村（新田）の開発との関係、蕨宿問屋・本陣・名主兼帯の岡田加兵衛家と同宿問屋・本陣・塚越村

名主兼帯の岡田五郎兵衛家との関係をさぐるとともに、江戸初期の蕨宿の概況や街道筋改修にふれ、元禄8年の検地水帳所載の蕨宿の町屋敷・郷屋敷からその宿場町的・一般村落的の両側面を指摘した。そして以後、町屋敷の株割に応ずる伝馬役負担について、伝馬株の特定少数者への集中化、株の細分割による負担内容の変化、役負担者の移動がたえず見られるが町屋敷数の全体量には変化がないことにふれ、江戸後期の文政元年～明治3年の55ヶ年間に於ける蕨宿の戸口の動態、及び天保14年段階の中山道67宿の概要を一覧表にして示し、この当時の蕨宿発展の制約的条件と他宿に対する相対的好条件について述べた（以上、(二)）。第三に、蕨宿の呼称に関する問題をとりあげ、諸史料の記載には戦国末期の蕨「郷」から、近世に入ると蕨「村」→蕨「町」→蕨「宿」等へと変化があるが、これらは各々が時期的に重複しながらも矢印(→)の方向を辿っていることを確認、そこに幕藩体制の形成過程における社会経済的变化の反映をみて、これが近世的村落の成立→市町の形成→宿場町の完成という近世的宿駅発展のコースを示すものと解釈した。そして、同一宿内における宿(町)と村(郷)との関係について聚落形態・法制的側面から説明し、従来未解決だった宿駅呼称上の疑問解明をこころみた（以上、(三)）。第四に、近世宿駅が村落としての性格を併有する関係上、避けられぬ問題として、新田開発と聚落の変遷について縷述した。特に関東武蔵の水田地帯、足立郡の新田開発概況からその一般的性格を抽出し、当地方では戦国末期から江戸初期にかけての新田開発が顕著で、寛永以降は頭打ちになること、これが小農自立化の促進と多くの村や聚落の成立及び変遷をもたらしたことを、「新編武蔵風土記稿」所載の各村小字名や江戸初期の年貢割付状等の検討をつうじて、また新田開発の主体者や入会林野の減少傾向その他の問題とからめて、その一般的性格を考察した。そして、それが近世的同族団形成への原動力となるとの見通しに立って、旧来の土豪層中心の族縁的同族結合が漸次、近世の本百姓を主体とする地縁的なものに移行する過程における宮座の変質（特にその階層性・封鎖性の変質・解体化）、聚落内部の社会結合の再編成（聚落としての町・村の有機的統一）、聚落と組との関係、さらに鎮守（村落）と氏神（聚落）との統一及び対立・分裂現象などの問題に言及した（以上、(四)）。

次に、第二節の検地の問題では、第一に、当該地方における検地の具体的な施行状況を見て、蕨宿等の土地生産性の低さを検地帳の区別・石盛から示すとともに、村役人・小農層の検地への対応を実例をもって示した（以上、(一)）。第二に、検地以後の農民層構成の変化を見るため、太閤検地と徳川氏の検地との比較を通説の検討、蕨宿及び周辺村落（沼影村・美女木村・下戸田村など）の江戸前期の検地水帳の分析をつうじておこない、同族団の単位の村からの脱却過程を検討した。特に戦国末期から江戸初頭にかけて、蕨城周辺の聚落（洞）に居住して新田開発を推進した武士の性格の土豪的農民は、検地以下の小農自立策によって漸

次分解し、寛文期から元禄期にかけての小農自立化、近世的村落共同体の成立を確認しながらも、依然として蕨宿などでは、(a)土豪的農民(名主加兵衛家の10町余歩)の農奴主的賦役経営を例外的に残しながら、(b)3～1町歩を中心とする地主手作経営をおこなう階層、(c)独立再生産は不可能で雇傭労働力として吸収される傾向をもつ1町歩未満、時に5反歩を中心とした零細経営の農民層、(d)無高すなわち水呑百姓層、に4分類して、元禄・享保期以降の蕨宿変革の主導層を零細経営のそれに見出した。しかも蕨宿の場合、宿駅として商品流通に直接関与する関係上、農民層構成の変化に伴い、宿村支配層から一般農民層へ商品流通への関与が移行してくる傾向、さらに石高所持の大小による階層区分は農業経営を考えるに際しても一般的な純農村とは異なる特殊性をもつことを指摘した(以上、□)。

2

第二章では、蕨宿の機構と統制を主題として、宿駅・一般村落の両側面から政治・社会的諸問題をとりあげた。このうち、第一節の蕨宿の機構については、第一に、宿役人の定義と範疇を指定した上で、問屋以下、年寄・問屋場下役(帳付・馬指・人足指・定使)等に言及した。先ず、宿駅の運輸・宿泊機能を総管掌する問屋については、戦国時代の封建領主の下に在地土豪として年貢や商品等の運送に従事し、人馬継立や旅行者の宿泊等を業とする伝馬問屋・商人問屋の系譜をひくものが、幕藩体制の形成過程で江戸幕府または藩の支配機構の中に編入され、宿役人として定着するものと見なし、蕨宿の場合は戦国末期の問屋が新宿駅設定後も引続いて任命され、江戸中期以降の社会経済的変動によって新旧交替の現象が見られること、さらに問屋の職務内容や勤役状況、特権・収入その他諸種の問題、問屋代などについて論述した。次に、問屋を補佐する年寄役の職掌や性格、問屋場下役である帳付・人馬指・定使の実務内容や給与等を示して、その職掌や従事者の特殊性を述べ、さらに宿財政の支出を掌り賃銭の保管をする用元役(割元役)が、江戸後期には宿内大商人の手中に委ねられる時期もあるが、大体世襲し、他方塚越村名主は蕨宿問屋・本陣を兼ねる関係上、同宿に定住したことや、その職掌に基く社会生活上の位置づけにふれた。次に、名主の補助役たる組頭は、蕨宿では郷年寄とも呼称し、地方関係に限らず宿場運営にも間接的に関与したこと、その性格は村落を構成する基礎単位としての生活共同体(主に同族集団によって構成される聚落=組)の長として、組内住民の社会・経済生活全般にわたって直接・間接に関与し、それは名主と一般宿住民とのそれよりも直接的かつ緊密であること、郷方の年寄は蕨宿の場合は組頭と一致するが、周辺村落では年寄が組頭または有力高持から選出されて、名主なき時はその役を代行して村を代表し、年寄と組頭の職掌分化もあること、年寄の役負担ないし特権賦与などに言及した。さらに、百姓代の成立の問題については、元禄・享保期における近

世的本百姓の一般的形成を基礎とし、直接には幕府権力の享保改革に示される経済政策が一般農民の生活を圧迫し、惣百姓一揆の形態へ発展する過程で従来の村役人層との矛盾が表面化したため、こうした現状打開のための小前百姓の努力の結晶として百姓代が出現したことを、その呼称や数などとも関連させつつ説き、これが幕藩権力による村方支配の再編成に伴い、名主・組頭とともに村役三役（村役人）の一つとして体制化されたこと、しかもその内容は宿村内の政治的・社会的関係から多様で、従来の形骸化して百姓代に替る新しい農民代表「小前惣代」などが出現すること、宿場における百姓代の職務内容などを述べた（以上、(一)）。第三に、蕨宿の寄合は地方、宿方および両者を統一した「郷宿一統」の寄合があり、特にその参加者の階層性について、各種の寄合が何れも宿村役人以外は各町ないし各洞の代表者格で、大抵10名以上の者であり、大多数の零細農民の意志が寄合をとおして宿村政治に反映される可能性が限定されていたことを指摘した（以上、(三)）。

第二節の統制については、先ず第一に、従来論考もなく明らかでなかった道中奉行の基礎的考察をおこない、道中関係の法令発布者の署名を手がかりに、幕初頃から道中奉行の設置頃までの推移をさぐると共に、道中奉行成立後の職掌内容と分担者（大目付・勘定奉行）からくる諸特徴を示し、また五街道とその附属街道が道中奉行、脇往還が勘定奉行の管掌するところだったことを明らかにした（以上、(一)）。第二に、代官や火附盗賊改の職掌や実態についてふれた（以上、(二)）。第三に、高札と宿内の規定に関しては、先ず蕨宿の交通関係・定三札及び火事関係を除く現存の六高札を示し、次いで「宿規定」「村規定」は、宿村内の秩序維持と宿村民の生活規制の側面を有し、宿村行政運営の基本方針として規定されたが、その内容には封建権力の意志と宿村内の特殊事情、特にそれが規定作成された段階での政治・社会関係が反映・表示されている点を指摘した（以上、(三)）。第四に、五人組の問題では、蕨宿五人組帳の検討から、五人組編成も始期には5戸＝1組を基本としたのが、分家・廃絶・再興などで増減をみ、これの定数補正をせぬため幕末期には小は2戸組から大は24戸組まで多彩だったこと、その背景には五人組が洞（組）＝聚落の構成体であり、その伝統性が地縁・血縁と鞏固に結びついて維持された点を指摘し、さらに組頭と五人組頭の関係について従来の説を否定し、五人組の相互検察・連帯責任や社会生活、教訓等の関係について論じた（以上(四)）。第五に、鷹野については、江戸周辺では幕領・旗本領・大名領・社寺領といった複雑な領地の分散入組みによる領主支配の弱体を補強するため、各支配領域の差別なく一円的に將軍・御三家の鷹場が設定され、これが当該地域の農民の社会生活や農業生産を規制し、諸負担を強いたことの内容を述べた（以上、(五)）。

第三章では、貢租と用水を主題として、宿村民の貢租負担と用水をめぐる諸問題を論じた。このうち、第一節の貢租については、第一に、年貢負担の実態を江戸時代の前・後期に分けて、領主の農民支配の観点からみた。まず、江戸前期の場合、蕨宿では元和7・9年の年貢請取状が初見で、それ以降は貞享4年の分まで史料欠のため、徳川家康が関東入国後、2年しか経っていない文禄元年及び同3年の年貢割付状と、慶長15・7年から江戸後期まで大体現存する隣村下戸田村の年貢割付状を傍証として考察、そこでは新田開発の進行に伴う耕地拡大のみでない幕府の年貢増徴策、代官の貢租收取の恣意性が貫徹していることを指摘した。さらに、下戸田村や美女木村の年貢割付状の裏書に、惣百姓の連署が出現、その数が漸次増加し、元禄・享保期に消滅することから、これを近世的本百姓の形成・確立過程に照応するものとみなし、初期本百姓を主体とした族縁的共同体の崩壊と近世的村落共同体の一般的成立を推定し、その上に立って蕨宿の貞享～享保期の年貢負担内容に言及した。次に、江戸後期の年貢負担では、幕府権力の享保改革の年貢増徴策にもかかわらず、大幅な収奪は不可能であり、領主得分に対する農民得分の増加、すなわち年貢率の相対的低下、したがって領主による農民的商品生産の成果吸収への動きを述べ、また石代納や買納、石高制を基礎とする貢租負担体系の矛盾を指摘した（以上、(一)）。第二に、享保期の定免制施行をめぐる諸問題、特に幕府の享保改革の農村政策における定免制の位置づけと実施年代に関する諸説を検討し農民諸階層の対応と矛盾関係にふれて、結局、定免制が年貢増徴策の一環として強行され、それが零細経営の農民層に与える打撃が大であるところから、地主手作経営の有力農民層を基盤とする村役人層との対立、突上げ、惣百姓一揆への指向性とその限界について、宿村内の政治・経済・社会関係から論じた。そして、定免制反対闘争の指導層である零細経営の上層部すなわち中農層は、その後いったん検見制復帰を実現するが、江戸後期に再度定免制要望の形で定着すること、その背景にはかれらが自己の単純再生産に必要以上の剰余部分を蓄積し、商品流通に関与することによって急速な経済的成長をとげ、新興商人地主として土地集積を推進した点があげられるとし、さらに定免制下での破免検見実施の状況を詳述した（以上、(二)）。第三に、年貢納入に関する実質的負担率の問題にふれ、年貢負担の過重性は年貢以外の諸負担、例えば付加税のほか助郷役・村入用等の累積との関連で意味をもつことを指摘し、年貢未進や遅納に対する代官所の態度、村役人の商人地主からの借金等にふれ、江戸廻送等の状況に言及した（以上、(三)）。第四に、幕府財政の窮乏に際して、江戸後・末期に街道宿場を中心とした農村の豪農・商層への御用金賦課や、鷹場の鳥見役人発起の頼母子及び才覚金に関する実例をあげ、また各種上納物についてふれた（以上、(四)）。

第二節の用水をめぐる諸問題については、第一に、見沼代用水路の開さくを享保改革の経済政策との関連で論じ、特に新沢嘉芽統「農業水利論」における、同代用水路の開さくを単なる見沼溜井水下の用水不足問題や上流の排水問題にからむ地域的対立の統禦者としての幕府権力のあり方、ないしは治水技術・治水事業の発展としてのみ把握する見解を否定し、幕府が溜池や悪水流末を用水源とする方法から統一的な大河川利用の方法へ転換した真のねらいは、①享保改革の財政建直し政策の一環としての年貢増徴策とならぶ新田開発政策という点にあり、②幕府みずからの手による大規模な大河川・用水路統制の強化と、それに随伴する従来の溜井支配者としての土豪的農民の最終的解体、したがって近世の本百姓の一般的形成の促進とその掌握という点にあったことを指摘した。そして、このことを示すため、幕府が用水不足地帯の農村の猛反対を強権によって排除しながら見沼溜井の干拓を一挙になしとげ、他方これら古田地帯の広範な農民層による新田開発反対闘争の持続化があったことを実証した（以上、(一)）。第二に、見沼代用水の経営について、先ず、幕府の管理内容とその性格にふれ、幕府が従来、幕領以外は諸大名の責務だった治水用水管理にみずから乗り出し、その指揮をつうじて全封建領主権の総合者として統一政権のあり方を確定しようとし、これを当時日本最大の見沼代用水の開発・維持管理に典型的に示した点に注目し、これは幕府権力による水利体系の統一的掌握が主眼で、近世の本百姓に対する貢租収取体系の法的根拠を水利支配関係の上に確定せんとする意図をもつものであったと指摘、さらに幕府の水利関係の職制、用水差配掛による管理と水路構造・修理等を説明した。さらに、代用水路の幹線・分水路・そのまた分岐路についての大小の用水組合の組織と、その導水に関する協定、埴樋その他の普請、人足等の分担、組合の慣行等にふれた（以上、(二)）。第三に、新井筋模様替願の問題については、これが享保以来の見沼溜井復帰（見沼新田撤廃）の訴訟が完全に挫折した後、水下四ヶ領組合が運動方針を転換して起こした新用水訴願であり、用水が幹線水路の彎曲により下流末農村に届かぬため、直線コースの井筋掘さくを願うも、新井筋予定の地元村の反対でこれまた実現をみなかった経緯を説いた。また、水論については東西両縁組合という大組合、西縁用水内部の各分岐水路の小組合、さらに隣接村毎の水利紛争とその関係を概観し、結局、これらは水利紛争解決者としての幕府の用水差配掛の支配強化をうみ、農民が貢租負担面で封建的な支配関係の逸脱をはかりつつも充分果せず、幕藩制支配が鞏固たりえた一要因と考えた（以上、(三)）。

第四章では、人馬継立と戸田渡船場を主題として、近世宿駅の第一の重要機能たる人馬継立とそれに随伴する諸問題を論じた。このうち第一節の人馬継立では、先ず第一に、伝馬負

担の問題をとりあげて、最も常識的な伝馬役負担の間口割基準に疑問を呈し、近世の石高制下においては伝馬役なる夫役負担も石高割へ移行する筈との論理帰結から史料的に検証し、通説のいう間口割は城下町・山間部という特殊な経済条件の宿駅のみとはいえ、一般的な平野部宿駅では初期本百姓の分解等と共に石高割に移行するが、馬役と歩行（人足）役とでは経済条件の差異が反映することを指摘した。すなわち、中世以来の主として軒別基準の伝馬役負担は、近世に入ると、①城下町・山間部宿駅の場合、馬役・歩行役とも間口割か小間割などに变化する傾向が顕著であるが、これは役負担の助成としての商業利潤などとの関係が濃厚に作用し、②平野部宿駅の場合、石高制下には軒別負担の矛盾が増大し、馬役は石高割、歩行役は軒別ないし小間割などの負担方法をとる傾向が大であるが、これは伝馬役負担者の主体が農業経営に基盤をおく役家の系統をひく百姓だったためという新見解を提示した。次いで、伝馬役負担者の階層分化の問題をとりあげ、馬役負担の過重性にもとづく伝馬役人の一般的没落傾向、宿住民の階層分化の進行に伴う伝馬役負担方法の変化、特に伝馬株主の自身勤めの忌避（役金勤めの一般化）をあげ、伝馬役がかかる町屋敷ないし田地が流質となった際の役負担の変質を説き、伝馬役負担をめぐる宿内の大、小伝馬株主の対立、宿役人や伝馬請負人への委託等の問題を詳細な具体例でたどりつつ、伝馬持立方の困難性を実証した。また、町屋敷のうち田地の附属しない歩行屋敷にかかる交通労役、すなわち長持・挟箱・駕籠その他を運搬する歩行役については、その経済的地位や駕籠屋・雲助などとの関連で述べ、宿駅の交通関係雑役＝小役を负担する奉公役の性格等に言及した（以上、(一)）。第二に、人馬継立における御朱印・御証文・無賃・御定賃銭・賃上などの種類とその具体例を示した上で、各宿駅の継立種類（通行類型）別の人馬使用数を表示して検討を加え、御朱印・御証文人馬が年代の下降とともに比重を増し、また助郷人馬も宿人馬を数的に凌駕する傾向をもつことを指摘すると共に、特権通行を中心にみた近世宿駅＝助郷制の展開および負担構造に関する藤沢晋博士の見解を、その着想のよさと綿密な考証面で評価しつつも実証性において否定した。次いで、慶長7年の駄賃定を近世の御定賃銭の始源と推定し、同16年から宝永4年までの江戸日本橋から東海道品川宿など各街道始宿までの本馬駄賃の変遷表と、正徳元年から慶応3年までの蕨宿より隣宿板橋、浦和までの本馬・軽尻・人足の御定賃銭および割増銭を表示し、さらに割増銭のうちの刎銭に関する未解決の疑問点を矛盾なきよう論理・実証面から説明すると共に、人馬賃銭のうち元賃銭と割増銭、割増銭のうち宿助成の分（宿入用・小前・宿積金）の配分方法にふれ、相対賃銭の問題に言及した。また、通行者の荷量（携帯荷物重量）制限と貫目改所についても、近隣の宿駅・助郷の人馬や休泊者数と取締りとの関係等から論及した（以上、(二)）。第三に、先ず五街道と脇往還の概念とその内容・特質にふれ、五街道一脇往還の關係に幕藩体制の特徴を認めつつ、江戸初期以来領主的交通機関として特

権を賦与されてきた街道宿駅が、新興の農民的交通運輸機関の発展によって機能低下を生ずると共に、新開拓・非公認の新道（間道）・新々道の交通網が拡大・発展することを述べ、街道の道路・並木・一里塚に関する諸説を検討し、幕府等のそれらの諸整備につて論及した（以上、三）。

第二節の戸田渡船場との関係については、第一に、近世渡し場（歩渡・渡船場等）の性格の考察からはじめ、主要街道の多くの大河川における歩渡・渡船の存在理由に関し、先ず大井川の徒渉制をめぐる論争史を整理して、①江戸幕府による幕藩体制維持のための軍事的・政治的目的に基づく見解、②経済的事由、ならびに地形・地質条件に対応する技術的制約を考慮する見解、③前二者を並列的にとりあげる見解、に三大別して研究史的考察をおこない、基本的には①の立場にたちながら、従来の研究が全体の傾向として、交通史の問題が幕藩制支配との関連で充分取扱われておらず、近世関所と徒渉制・渡船制との関係が明確でないことを具体的に指摘した。そして、近世交通上の阻害要因としての関所・徒渉・渡船は密接不可分の関係にあり、特に渡船の問題は徒渉制以上に究明さるべき内容があるとして、関東16ヶ所の定船場以外の脇往還筋の渡船場を例にとりあげて関所機能の存在・変質を論じ結局、上記の大河川の徒渉・渡船を架橋技術等に還元することは困難で、戦国大名の道路・橋梁政策にみられる軍事主義・非公共主義の特質が、江戸幕府の交通政策の中に導入されて伝統性をうみ、大井川徒渉制のごとく幕府の政治的権威を象徴化するものとなったと主張すると共に、大島博士らの河川兩岸宿駅の繁栄策ないし渡し場人足の生活救済といった社会政策面からの見解を否定した（以上、一）。第二に、従来不分明だった渡船場の組織・経営の実態を知るため、先ず組織については「渡船場微細書上」記載の各項目ごとに別史料で詳述、経営面は宿駅財政とは異なり黒字経営を維持している事実を検証、それを可能ならしめた諸条件と渡船場の特殊性に言及した（以上、二）。第三に、文化元年の樂宮以下、姫宮等の江戸入興の際の特別大通行時における船数やその種類、渡船準備の実際について述べた（以上、三）。第四に、渡船場の川留・川明等をめぐる特権的通行者と宿駅・渡船場役人との関係、接衝状況にふれた（以上、四）。第五に、蕨宿と下戸田村との戸田渡船場の差配権掌握をめぐる諸紛争をとりあげ、その発生原因を先ず戦国時代以来の蕨宿問屋等と下戸田村との間の政治・社会関係や、これら紛争発生背景としての経済構造の変化及びこれに伴う渡船場機能の変質に求め、次いで江戸後・末期の紛争を各経済段階に照応するものとしてその歴史的意義を論じた。そして、幕府権力の紛争処理（裁決）分式には近世村落支配の論理が貫徹し「現地主義」で表現されることを註記で示した（以上、五）。

第五章では、宿駅と助郷との関係を主題として、助郷の形成過程から諸負担の実態、助郷紛争の意義等について従来不分明だった点の解明に全力を注ぎ、新説を提示した。第一節の蕨宿の助郷では、単に蕨宿のみに限定することなく助郷の諸問題をとりあげ、先ず第一に、助郷の起源・形成過程については、従来の諸説を整理して、幕府による指定助郷と事実上存在する相対助郷とに分けて構造的把握の必要性を論じた藤沢晋博士の見解を検討することを通じて、助郷制発展の問題を幕藩体制の形成・変質の諸過程と対応するものとみなし、諸街道の特殊性や地域差を考慮しながら、諸説批判の上にならって実証的にその実態究明をこころみた。具体的には、藤沢説のいう幕府権力による強制的賦役形態としての指定助郷の成立時期とその検証方法の検討から、東海道（寛永14年）、中山道（元和5年）、日光道中（寛永10年）、奥州・甲州両道中（延享以降）の指定助郷転化説を否定して、東海道の右事例を指定助郷の前段階としての助馬制の成立と把握し、東海道・中山道・日光道中などの指定助郷への転化を寛文7、8年における定助・大助村設定の時期とみなし、元禄7年の助郷制の整備を劃期とみた。また、五街道以外の脇往還では、藤沢説の相対助郷の概念規定に修正の余地あり、各藩の体制的特性ひいては交通政策・農村政策の差異が反映している点を指摘した（以上、(一)）。第二に、助郷の区分では、先ず元禄7年と享保10年の助郷制の整備をとりあげ、東海道以下の各街道毎の助郷制整備にみる段階差を交通量の側面から説明し、特に享保10年のそれは幕府の享保改革の交通政策との関連で論じて通説を否定すると共に、定助郷・大助郷・加助郷の呼称と各々の関係について諸説批判の上で論じた。次いで、蕨宿の定助郷を事例に、助郷高・同御証文高・同勤高の問題を課役負担との関連で、また交通量の増大に対応する宿駅・助郷間の合理的慣行や共生関係に注目すると共に、他方では両者の矛盾・対立を助郷内部の経済的条件（土地生産性・水利条件等）の問題や宿助郷農民の階層分化との関連で論じ定助郷設定以降の各種助郷の新設が前者の課役負担の他地域農村への転嫁・拡大であると同時に、宿駅・助郷間の矛盾を重層的・複雑なものにしたと指摘した。さらに新規の各種助郷である代助郷・増助郷・加助郷・当分助郷などの定義や負担内容・相互関係につき諸説の検討をつうじて新見解を提示した（以上、(二)）。第三に、助郷人馬の使用方法では困人馬の制、助郷高の組割、触当てその他の問題を多くの詳細な表示によって説明した（以上、(三)）。第四に、助郷役の変質については、初期本百姓の系譜をひく屋敷持百姓の家別割の役負担が、石高制の下で持高割に移行して無屋敷百姓へも賦課されたことから、従来の家別割と持高割との矛盾を生じると共に、助郷役が全村民の問題として諸紛争を頻発させたこと、農業生産力の上昇や商品経済の発展が持高割の役負担の矛盾を増し、その貨幣代納の一般化が助郷役の

代勤をうむと同時に、人馬役專業者すなわち人馬請負経営の出現を必然化した事情とその内容を説明した（以上、四）。第五に、助郷村のうち美女木・横曾根・塚越・新曾・根岸五ヶ村の財政状況の数値的検討をつうじて、江戸後期の助郷役負担の増大こそが村財政破綻の決定的要因であり、これが他の貢租負担に加重されて農民の生活を著しく圧迫すると共に、その階層分解を促進したと考えた（以上、五）。

第二節の宿助郷の争論では、助郷役負担の矛盾性の分析の上にならば、その爆発としての宿助郷の対立・紛争の経過を年代順に個別具体的に論じた。第一に、蕨宿と定助郷の争論については、先ず、宝暦年間の宿助郷の対立をとりあげ、宿駅の人馬役負担の過重化と宿住民の階層分化の激化、その結果生じた継立業務維持困難と保護助成の矛盾にふれた上で、人馬役負担の助郷村への転嫁・過重化を本庄宿定助郷北堀村の事例で数値的に示し、助郷村農民の人馬徴発拒否＝不勤が消極的自衛策であることや、助郷村の内部分裂などに言及した。さらに、封建権力と農民との基本的対立関係を示すものとして、明和元年の大伝馬騒動をあげて、蕨宿周辺村落もこれに捲き込まれたこと、その後の宿駅・助郷の関係は負担量でその地位を逆転し、対立が激化した結果、同5年には助郷惣代を設置して宿駅問屋会場所への定詰体制がとられたが、助郷内部の紛議が発生したことを説いた。次いで、文化・文政期の宿助郷の紛争は、当時の経済的変動を反映して村方騒動・在方商業の問題を内包し、在郷商人の成長が対立を激化させた事情を述べ、天保期のそれは過酷な貢租課役負担が助郷村農民を疲弊・困窮させて対立を起こしたと、嘉永5年と元治元年の宿助郷の議定とその意味、慶応年間・明治初年の爆発的課役増徴と宿助郷の対立・混乱について詳述した（以上、一）。第二に、蕨宿と加助郷との争論については、宿駅及び定助郷人馬のみで不足の場合に賦課された加助郷役が、その臨時性を失なって「定加助郷」化し、さらに「準定助郷」化した段階に起こる宿駅及び定助郷との対立関係、また一定度の共生関係とその限界、紛争の状況に言及した（以上、二）。第三に、蕨宿と当分助郷との争論についても、右の加助郷と宿駅及び定助郷との関係に類似の側面があることを指摘し、課徴範囲や負担過重、紛争の推移等を述べた。（以上、三）。

6

第六章では、宿泊を主題として、本陣・旅籠屋・木賃宿・茶屋その他について独自の新説を提示した。このうち、第一節の本陣については、先ず第一に、本陣の設立起源の問題にふれ、大島延次郎博士の室町～戦国末期成立説を、引用史料がきわめて少なく（永禄一1、慶長一2、元和一3、の計6例）、史料的信憑性に疑問があること（江戸後・末期の本陣由緒書や書上・系図等）などから否定して、寛永12年の参勤交代制実施頃の「本陣職」の設定に求

め、本陣に先行する形態として御殿・御茶屋等の存在が認められることを実証した。そして、これらは関東地方等では將軍の宿泊・休憩所として宿駅制度の未整備な段階における交通発達に適合的な機能を有し、特に江戸近郊農村の農民支配貫徹に重要な役割を果し、それ以外の諸藩でも交通上、農民支配上から無視できぬ存在だったこと、幕領では中央集権的封建体制の確立に伴い御殿・御茶屋が消滅して民間の本陣に移行・転化したのに対し、諸藩ではかかる明確な変化がみられず藩営の性格を江戸後期まで持越し、主に御茶屋と本陣との両性格を併有していたこと等を指摘した（以上、(一)）。第二に、本陣の構造及び修復については、五街道の本陣・脇本陣・旅籠屋等の惣数及び一宿平均の数値を表示して比較し、本陣の構造上の特徴を述べた上で、蕨宿の一ノ本陣（岡田加兵衛家）の寛政2年・天保2年・嘉永2年・文久元年・明治元年の修復と構造につき本陣絵図面等を併用して説明し、特に文久元年の和宮御下向に際しての本陣修復については、幕府による御下ゲ金下附にもかかわらず岡田家が修復準備や経済的負担処理にいかにか苦労したかを詳述、さらに二ノ本陣（岡田五郎兵衛家）の規模と構造にふれた（以上、(二)）。第三に、本陣の宿泊形態は江戸初頭以来、木賃形式が一般的で、江戸前・中期からは木賃・米代形式、さらに旅籠形式もみられることを指摘し、次いで特権的通行者を分類して蕨宿本陣の宿泊者数を年次毎に表示し、また諸大名の年次月別宿泊表その他を援用しながら宿泊者と蕨宿・本陣との相関々係を検討し、さらに大名等の宿泊時の準備・関札・宿泊予定変更・不時の変異・差合など、また宿泊状態、特に諸道具・膳方・食事内容・献上物と下賜金・遺骸や囚人宿泊・出発見送り等々、多面にわたって通説の検討を中にふくめながら述べた（以上、(三)）。第四に、本陣の収入については、年代や街道、同一街道でも江戸からの距離、すなわち諸侯等の通行量の大小による差異を検討し、蕨宿本陣岡田加兵衛家の天明8年より明治3年までの年間収入額を表示して宿料の内容・増銭願や普請金願等に言及した。さらに、本陣困窮の原因について、諸書・論考の見解や本陣歎願書の内容等を検討した上で、①諸侯の財政窮乏による儉約—具体的には宿料・旅籠代等の支払額の絶対的・相対的減少、宿泊方式の変化、本陣以外の場所への止宿、②本陣経営の困難性—一般旅行者の宿泊ならびに飯盛旅籠屋兼営の禁止、本陣普請修復費用の恒常的増大、本陣の年傭労働力（下男・下女）の賃金上昇、本陣経営を支える農業経営等の破綻、等々があげられること、その根底には参勤交代制を漸次困難にし、宿駅制度に基づく領主的交通機関を崩壊にみちびくところの商品経済（特に農民的商品生産・流通）の進展があったことを指摘し、さらに幕府や宿村による本陣救済策に言及した（以上、(四)）。第五に、本陣の権勢と終末については、大島博士の見解（宿駅取締・宿駅兼務・苗字帯刀）をその論理及び史料解釈等から再検討し、宿駅という生活共同体的な場における本陣の、一般宿村民との経済生活面での密接な関係、宿村内の政治的・文化的かつ精神的な面での紐帯性や、本陣株に関する論争

に言及すると共に、本陣廃止の状況にふれた（以上、(五)）。第六に、脇本陣について、先ずその成立時期は参勤交代制が確立して各街道宿駅に本陣が出現した後で、江戸前期には殆ど見られず、中期以降に簇出の傾向を示したと考へて大熊喜邦博士の江戸初期説に難色を示し、次いで構造上における門構及び玄関の有無が本陣と脇本陣との絶対的区別の標準とはならぬとする大島博士の見解をほゞ認めながらも、幕末期の蕨宿脇本陣の絵図面で上段ノ間は勿論門構・玄関ともに完備していることから、従来の脇本陣の構造に関する従来の常識に修正を要求する事例だと述べた。さらに、脇本陣への補助金等の下賜では本陣との本質的な差異はないが、金額上に大差があること、休泊面では諸侯の大通行時以外の平常時には平旅籠的性格が濃厚で、本陣・旅籠屋の両性格を併有する特質を御用宿、休泊上の差配権の有無などから論じた（以上、(六)）。

第二節の旅籠屋と木賃宿については、第一に、旅籠屋の起源と構造上の問題からとりあげ諸説検討の上になつて独自の見解を提起した。先ず、旅籠の語源と語義の変遷に関する諸説を整理した上で、旅籠の語が近世初頭に旅宿の食料を指し、これが旅宿の意味に転化した点に近世の旅籠屋成立に関する問題をとくカギがあると指摘した上で、旅籠屋の成立時期について①江戸初期に認める児玉幸多・新城常三両博士の説、②江戸前期から中期にかけて成立したとする大島延次郎・宮本常一・江頭恒治博士らの説をとりあげて検討、「大和田近江重清日記」等の分析によって万治年間に主要街道において一般的成立を見るが、街道毎また宿駅の経済条件によって偏差があることを指摘した。また、旅籠屋の構造については文久元年の蕨宿の本陣・脇本陣・旅籠屋（平旅籠・飯盛旅籠）・木賃宿・茶屋のそれぞれの経営者名・持高・惣建坪・地階・二階・間口・奥行・家族（内、奉公人）数の別を数値的に表示して比較し、旅籠屋の構造上の特徴をあげ、さらに旅籠屋絵図面によって平旅籠と飯盛旅籠では表札、土間及び間口、見世、間取などに差異があることを指摘した（以上、(一)）。第二に、平旅籠屋については、その経営と交通状況との相関関係を述べた上で、先ず領主階級の特権的交通における宿泊状態、宿所の階級差（札宿・幕宿・駕籠宿・切棒・垂籠・並宿・油紙宿）、宿泊料、紛議・御用宿などに言及、次いで庶民階級たる一般旅行者の通行・休泊と旅籠屋経営との関係にふれ、宿引（客引）に関して新見解を示すと共に、旅籠屋での犯罪や止宿人の監察、亭主と旅人との接触の意義、旅宿の講（浪花講など）について論じた（以上、(二)）。第三に、飯盛旅籠屋については、先ず統制面から見ることにし、飯盛女の語義、法制的位置づけ飯盛女過人数の制限、風俗統制、営業上の諸問題にふれ、次いで生態面では、飯盛女をうむ経済的・思想的背景から説き、各街道宿駅の飯盛女提供地帯をあげて、江戸近郊平野部の蕨宿の場合は江戸が最大の提供地であること、飯盛女及び下女の年季・年令・金銭貸借関係・身請・逃亡・心中・動態・玉代など諸側面からその悲哀にみちた生活実態を明らかにした。

さらに、飯盛旅籠屋の存在が宿駅や助郷村に及ぼす風紀上・経済上の影響を、それをめぐる紛争との関連でとりあげ、結局、飯盛旅籠屋は飯盛女の人身的犠牲を前提とし、宿駅内外の農民その他の窮乏化を惹き起しながら宿駅の繁栄に不可欠かつ重要性を増した理由を、①宿駅の殷賑一特に旅行者遊客・助郷村人足等の休泊等による旅籠屋・商家の活況、ひいては宿駅全体の収益増大、②飯盛旅籠屋の宿財政への寄与、③各種の寄附金提供等に求め、矛盾にみちた必要悪の実態にふれた。また、御用宿の問題や、明治5年の娼妓解放令と飯盛旅籠屋の対応を見、蕨宿周辺では飯盛女の転進先に織物工女が多いと推定されることから、明治期の資本主義と寄生地主制下の代表者犠牲者の一つとして「女工哀史」で名高い貧農・小作人出身の織物工女と、反面「自由意志」という名目の近代的装いの公娼制度とを対比しながら、資本主義発展の基盤をさぐる素材を示唆した（以上、㉓）。

第四に、木賃宿について宿泊形式の観点から述べ、宿泊者が零細庶民と対応して、木賃宿の経営者も富裕でなく、無高か零細所持高の者が多く、下男下女も居らず、家屋も小規模で地階のみ、宿場端で営業する傾向などの特徴をあげ、木賃宿での止宿にふれた（以上、㉔）。

第三節の茶屋については、第一に、その起源を鎌倉後期ないし室町中期の寺院等が開設・経営した接待所（接待茶屋）に求め、次いで戦国大名などの直営になる御茶屋、織豊～江戸時代の自然発生的な一般的茶屋という推移を考え、茶屋の構造では茶屋本陣と一般的茶屋を対比して特色を述べた（以上、㉕）。第二に、茶屋の繁昌については、茶屋女、飯盛旅籠屋と茶屋との対立、その他にふれた（以上、㉖）。

第四節の宿泊をめぐる諸問題では、第一に、天保14年の日光社参時に三家・三卿が中山道経由で通行、蕨宿に休息した時の応待準備・休憩・送出しの実際を述べ、これが天保改革の儉約令最中の特別大通行であり、宿役人に煩務を、助郷農民に過酷な課役負担を強いたが、宿駅の休泊機能には支障にならず、逆に本陣以下の宿住民に相当の経済的息つきをさせたこと、これは日光社参時の三家らの中山道通行・休泊が公的性格ながら、宿駅との関係では、「相对払い」の性格をもち、中山道の宿駅と、幕府から拝借金を下附された日光御成街道の宿駅とでは差異があることを指摘した（以上、㉗）。第二に、和宮御下向時の御小休ないし御宿泊（荒川満水の際）準備と、御小休の状況を詳述し、和宮御下向御用が御入用によるとはいえ、休泊面でさえ宿村民に多大の経済的負担を強要するもので、そこには前記の三家らの宿駅との相対的關係とは基本的に性格を異にする幕府権力の、宿駅休泊機能の完備を公的義務として強制する交通政策の集中的表現であると論じた（以上、㉘）。

これをめぐる宿駅・助郷村の政治的動揺をえがいた。第一節の文化年間の宿村財政と争論では、先ず第一に、蕨宿では文化13年に宿財政をめぐる紛争が発生、宿内小前百姓63人（後に55人）＝訴訟方が宿入用出銭の増大、徴収方法等の是正要求の下に団結したこと、こうした問題発生の変因として、宿住民の伝馬役以下の諸役負担に対する、幕府の江戸初期以来の宿駅助成策とその特徴にふれ、宿財政困窮の深刻化に伴い、小前百姓が問屋・名主兼帯の加兵衛以下の宿役人の宿財政運営に疑問を抱き、不正暴露の訴訟となった経緯を述べた（以上、(一)）。第二に、右の争論の進展状況と宿財政の内容をとりあげ、先ず訴訟提起時の代官所の内済（和解）工作や不正事項の列挙から、宿財政運用上の具体的問題にふれ、次いで近世宿駅の窮乏過程に関する古島・中井・児玉・大山各博士らの諸学説を網羅的に整理して検討、これらは重要な一側面を示すものと評価しつつも、結局、宿財政の窮乏は商品経済の発展の下、宿住民の階層分化の進行を基盤とし、それに随伴する伝馬役負担方法の変質が基本的要因であると論証した。さらに、宿財政不正摘発の材料となった宿入用帳及び村入用帳の検討をつうじて、宿財政は単に宿入用の収支に限らず村入用のそれを併せ考察する必要があることを指摘し、宿村入用と宿村両行政の相互関係などにふれた（以上、(二)）。第三に、争論の経過について、宿役人側の訴訟遅延戦術、代官所の和解工作、これを排除し局面打開をはかる訴訟方惣代の老中青山下野守への駕籠訴、宿役人と訴訟方との和解への努力、問屋加兵衛の拒否を述べた（以上、(三)）。第四に、争論が進展して、宿役人側百姓の訴訟方百姓に対する不法暴力行為の発生、宿役人側に立つ訴外150人方の結成と、両者対立の尖鋭化等の経緯にふれ、この宿内百姓の分裂抗争の変因を考察、結局、①訴訟方は一般に経済的有力者であって、僅か55人で宿内貢租の70%、伝馬役の馬株の60%を占め、持高の面でも百三十石余・七十九石余・六十九石余をはじめ大・中高持層で商農兼業が多く、その代表的存在が争論終結後、新名主役に就任する住吉屋平左衛門一多角的な商業と高利貸資本によって新しい土地集積地主として成長し、寄生地主的性格を濃厚にしていく一である。②宿役人側は、問屋・名主加兵衛が問屋役として実質的役得のない過重な任務、本陣維持費の支出増大、地主手作経営の矛盾と崩壊によって大幅に経済的低落をみたのと同様、多くが経済的行詰りに直面して訴訟方へ土地を入質・流質の結果、持高を喪失して没落に傾いている。③訴外150人方は、持高が十万台以上は僅か8人で、大部分が零細農民や地借・店借であって伝馬株を殆んど所持せず、宿入用負担に直接大きな関係をもたない、という三点を明らかにした上で、この争論は、当時の宿村内の農業経営に対する商業経営の優越、また農業経営面では地主手作経営に対する寄生地主的経営（への方向）の優越性を示し、同時に新興商人（地主）層の宿村行政権奪取の闘争＝村方騒動であるが、その基本的性格は新興商人層の成長過程に階層分解によって必然的に生み出された広範な小作人層との対立が、訴訟方と名主方との争いという形で顕然化

したもので、争論自体は宿役人の不正事実の有無いかんにかかわらず早晚発生せねばならなかった歴史的必然性があり、宿入用不正はその契機となったにすぎないことを指摘した。次いで宿財政の争論の成行きとして影響が助郷関係にまで及んだこと、訴訟方が老中阿部備中守へ再駕籠訴を決行して局面打開をはかった経緯にふれた（以上、四）。第五に、争論の終結については、訴訟方の全面勝利による世襲的名主・問屋加兵衛の退陣、大商人平左衛門以下の名主、問屋役就任（即、零細農民・小作人層の敗北）、他の宿役人の政治的地位の剥奪の動きと抵抗、新名主の妥協策、宿役人の地位の位置づけ等を論述した（以上、五）。

第二節の文政年間の宿財政では、第一に、争論中の宿財政からとりあげ、先ず、文化14年～文政2年と同3年の宿入用帳を検討、宿役人の交代後も依然支出増の傾向が顕著で、宿入用の徴収と御下ケ金の配分方法に変化が生じた点を指摘し、次いで宿入用支出と伝馬役負担者の関係を町屋敷、伝馬株の集中・分散の視点から論じた（以上、一）。第二に、争論後の宿財政をとりあげ、先ず、依然として宿財政の正常化をみず、新問屋と宿年寄との対立、刎銭取扱いをめぐる訴訟発生といった宿村行政の動揺を経験したことを述べ、次いで文政4年～同13年の宿入用帳などを検討、仮りに収支が黒字の場合でも宿財政の健全性を直ちに主張はできぬ点を指摘すると共に、その基礎に伝馬役負担者の階層分化の進行があることを、伝馬株所持者の階層構成とその推移から説明した（以上、二）。

第三節の天保・弘化年間の宿村財政と政治的動揺では、第一に、宿村財政と宿助成金の問題について、先ず天保年間の宿入用支出の増大と、宿財政の危機内容を説き、次に天保・弘化年間の村入用徴収方法と支出額からみた階層構成表を作成、村入用も宿入用と同様、破綻のきざしがあることを指摘した（以上、一）。第二に、天保3年の旧名主・問屋加兵衛の問屋役復活と百姓代の交替をとりあげ、蕨宿の政治的不安定の基本要因と平左衛門家の経済的退潮の傾向を論じた（以上、二）。

第四節の幕末期の宿財政では、第一に、宿村入用と宿助成金を中心にとりあげたが、先ず嘉永4年の名主平左衛門の退役をめぐる宿内の政治的背景をさぐり、幕末期の公用人馬増大による宿入用支出の増加、商人荷物の減少による宿益の減少、宿助成金の減少等が宿財政を圧迫したことにふれ、宿助成金と刎銭取立人の問題をとりあげて論じた（以上、一）。第二に、宿財政の破綻として、先ず伝馬役負担者の生活困窮をとりあげ、人馬賃銭の低廉、宿助成金の少額、馬疋保持の困難、そして伝馬株主の金銭代納（役金勤）、請負人雇傭、宿役人委託等の結果として伝馬役維持の困難、宿財政の不安定性を説き、次に旅籠屋・茶屋の経営困難と宿入用からの賄足金支出の増大等の問題に言及した（以上、二）。

第五節の蕨宿周辺の村方騒動では、前述の蕨宿の争論と政治的変動がけっして一宿個有の特殊現象ではなく、文化・文政期中心の一般的傾向だったことを具体的に示した。先ず第一

に、一般村落の事例として、蕨宿近傍の内容・美女木・新首・横曾根・下戸田・上戸田・塚越・根岸・上青木・芝・前川・早瀬の諸村、豊島郡袋・上練馬の両村の村方騒動をとりあげ全体として階級関係とその推移を中心に、村落共同体の変質・分裂や部落連合、水利問題、商品生産・流通や商業高利貸資本、農民の政治意識等の諸視点から論じた（以上、(一)）。第二に、宿駅の事例として、中山道鴻巣・板橋両宿の村方騒動をとりあげて、新旧両勢力の対立の特徴などを蕨宿の場合と対比して論述した（以上、(二)）。

8

第八章では、産業の発達と題して、各章で論じた見解の基礎ともなる、農業・商業・工業の発展を中心とした宿駅・周辺村落の諸問題を論じた。第一節の農業については、先ず第一に、農産物をとりあげ、蕨宿と周辺村落では水田稲作を主体とし畑地の雑穀・蔬菜栽培が附随することから、自然的・人為的制約等の規定性を考え、農業技術の発達、水利条件の不安定性と農民層分化との関係、農産物の種類と性格等を論じた（以上、(一)）。第二に、地主と小作人の問題をとりあげ、江戸中期以降の農業経営の推移を述べるに際し、特に名主加兵衛家の安永5年段階の農業経営を分析、地主手作経営から名田小作経営への推移の方向性は認められるが、依然前者を主体として新たな脱皮は抑止する併存的性格をもち、この体質の古さが同家が江戸後期の経済的変動の波に充分対応できず、寛政期には矛盾を露呈し、文化・文政期になって悲劇的局面に逢着する必然性があったこと、次いでそれ以降、天保10年まで家産整理後の持高二十四石は変化がなく、手作部分の縮少→消滅と小作経営への全面依存に変容したことを指摘した。他方、元禄・享保期以降の質地小作の展開にふれ、文政期の新名主平左衛門家の経済的成長過程と商農経営を検討、同家が天保期には農業経営では質地小作を主体とし、実質的には寄生地主的性格を濃厚にしていたことを述べ、同家の労働力構成から始めて蕨宿全体の年季奉公人について多くの表示を援用しつつ論及、さらに地主・小作関係については平左衛門家の場合を例にとって両者の紛争等をからめて分析、そして幕末期の貧民救済が地主・小作人の対立激化を反映して小作人対策へと転化した点などを指摘した（以上、(二)）。

第二節の商業については、先ず第一に、元文5年～寛保元年の中山道浦和・蕨両宿の六斎市をめぐる争論をとりあげ、元禄・享保期以降六斎市が常設店舗へと発展的に解消する段階の歴史諸現象を中心に、市場圏、市と見世商売、伝馬役との関連、領主側の商品流通構造の改編・統制等をふくめて論じ、次いで安永期の浦和・蕨両宿の再争論の分析から、地廻り経済圏の形成に対応して、蕨宿の新興商人層が在方商人を積極的に把握する方向にすんだこと、蕨宿における市商業の消滅と独占的問屋・仲買の下での店舗商業の展開を指摘した（以

上、(一)。第二に、江戸中・後期の経済的發展を土台として、店舗商人等が問屋・仲買として流通部門に独占権を公認され、新興商人層として経済的に進出する過程を、住吉屋弥四郎・同平左衛門・紙屋弥兵衛・大黒屋金六・伊勢屋平兵衛らを事例に述べ、その経営の特質を検討、次いで寛政・享和期の在町商業と近郷農村との関係、局地的市場圏生成への方向を推測した。また、江戸市場と近郷農村との結節点に立つ戸田河岸を中心にみた在方商業や商品流通を分析し、特に河岸積問屋の宿村別引請表を作成して商品流通ルートを示し、新たな在郷商人の動向を論述した(以上、(二))。第三に、江戸後期の蕨宿商業の内容を、①食品・料理関係(穀類・水産物・青果類他・酒類・調味料・菓子類・料理)、②主要加工業一般(竹木材及び加工・家具・装飾・建設・土石・金属)、③肥料・薬種・日用雑貨関係、④染色・繊維・衣類関係、⑤金融業その他(金融・古物廃品・風俗業・特殊業他)、⑥宿泊・運輸関係(宿泊所・送荷宿・貨客運搬)、⑦宿外れにおける商業、に分類して可能な限り重要問題に立入りながら詳述した。若干の例を示すと、酒造株の在村への拡散、絞油業、大工など諸職人、本質屋一送質屋と文政改革及び天保改革の株仲間解散との関係、送荷宿と商人荷物、車力渡世と明治初年の人力車、本宿・脇宿の商業と伝馬役負担との関係などである(以上、(三))。第四に、農村商業をめぐる紛争については、店舗商業下の宿駅商人の問屋化進行の過程で、農村商人も市商人的性格を脱皮して農村の仲買化する段階の諸問題を取扱った。特に、地主手作経営をおこない六斎市場に出入りする村落支配層の農民(前期的農村商人)と、零細経営をなす新本百姓の中から成長し、地廻り経済圏形成の段階で商品経済の波に乗って、他方その軌道に乗りえず脱落した小農民の土地を集積しはじめた新しい性格の農民層(後期的農村商人)とに分け、前者を在方商人、後者を在郷商人と区別して呼んで性格規定をし、この在郷商人層主導の村方騒動、助郷課役反対・特権的宿駅商業打破の闘争の歴史的意義にふれると共に領主的商品流通に対抗する新しい農民的商品流通の担い手である在郷商人が、いかに幕府の特権的商品流通機構に再編されていくかを、文政・天保の両改革及び嘉永4年の株仲間再興などと関連づけて考察した(以上、(四))。第五に、元文5年～寛保元年の訴訟以降、六斎市が復活できなかった蕨宿で、明治3年再興が許可され、政治変革に伴う経済変動、交通量激減による運輸・宿泊関係その他商業上の収益減の挽回に大きな役割を果し、初期の米穀・炭取引から機業発展により織物の集散市場へ進んだことを述べた(以上、(五))。

第三節の農村工業の展開では、第一に、機業移植の前提として、戦国期以来のわが国の木綿栽培と綿織の普及、関東地方の織物業の推移にふれ、蕨宿の隣村塚越の高橋新五郎家のマニファクチュア関係史料を検討、当該地方の商品生産の実態、機業展開の条件―土地生産性・農民層分解・江戸市場との関係等を考察、特に文政期の宿駅在町、在郷木綿商人の共生・対立関係、文政改革における在郷商人の勝利と、高橋新五郎の在郷商人的立場への転換と

産業資本の方向への進展にふれた（以上、(一)）。第二に、高橋新五郎家の機業の性格について、①マニュ経営とする土屋喬雄博士、②問屋制前貸経営とする市川孝正氏、③マニュ経営と問屋制経営の併存とする小野文雄氏、等の見解をあげ、諸説検討に先立って天保11年の木綿商人の「仲間議定之事」の分析から、在郷綿糸商人の簇出化傾向と株仲間化を指摘し、織物生産の準備工程と製織工程とが地域的分業関係を形成、在郷綿糸商人が準備工程部門に関与して小商品生産者に原料・道具等を前貸して従属させ、問屋制家内工業として最高の段階に到着していたことを推論した。さらに製織工程では同一作業場で多数の労働者を集めて分業にもとづく協業をするマニュと推定、高橋家と弟子機屋・孫機屋の関係は機業の技術伝習を媒介として組織された株仲間の性格のものだが、各機業家は資本関係では相互に独立したマニュ経営者ないしそれに近い存在と規定した。次いで、天保14年に同家が染糸と下拵という準備工程のみに関与し、製織工程を出機制にした点から、同家の機業の過渡的性格を考慮しつつも、天保13年の幕府の「在々機織御停止」の解釈、在町太物商弥四郎などとの経済関係、農業経営の分析等から商工農の各経営における生産者の性格を指摘、当該地域の機業がはじめて本格的に広範な農民層をとらえたのは天保改革後の出機制の展開によることから、天保改革前後の経済段階を、小営業→在郷商人主導の過渡的マニュ（以上、前）→分散的マニュ→本来的マニュ（以上、後）と設定、分散的マニュの語義には生産者的コースをたどる産業資本的性格を内包する新しい商人という意味づけをした。さらに、同家の弘化末年の自家製織の再開、嘉永3年の「機屋門弟軒数凡そ百軒よ」「下男下女共四十人余」から機業及び雇傭労働力の性格規定をし、註記でマニュ論争上の問題点を指摘した（以上、(二)）。第三に、開港と明治維新下の機業状況につき、開港後の技術革新による復興、在町木綿買組商・太物商と在方機屋との対立、蔵宿及び周辺村落のマニュ展開とその特質などを論じた（以上、(三)）。

第九章では、文化と宗教を主題として、交通運輸の一拠点にある宿駅という外的世界と緊密に接触・交流する地域の特質を考察した。第一節の文化については、先ず元禄、化政文化の特質に言及した上で、第一に、庶民教育をとりあげ、寺子屋・郷学の普及その他と蔵宿での寺子屋及び郷学の具体内容・性格等を詳述した（以上、(一)）。第二に、学問では、名利寺院や本陣・旅籠屋等における僧侶・儒者の講筵や名子弟の湯島聖堂での儒学勉強の例などをあげ、漢方医岡田静安の学問研究と宿村役人以下、遊女まで広範な階層の著作物刊行への資金寄附、宿村役人・富商層の好学にふれると共に、歴史書愛読と先祖書や郷土史の編述及びその特質に論及した（以上、(二)）。第三に、文芸では、先ず俳諧をとりあげ、本陣・旅籠屋等での美濃派の江戸の宗匠との交流、在町・在郷の俳諧人の交流と句作、旅籠屋主人の一茶と

類似の作品などを示し、中央の文化人を媒介とし、宿駅在町を一つの拠点に網の目状の文化交流が進んだこと、地域文化の形成者が宿村役人や新興商人・地主層であること、地域文化が一定の限界性をもちながら、江戸文化に刺激をあたえる側面を有したこと、地域文化の発展の基礎が生産力の発展に伴う一般農民層の成長にあり、宿村役人や新興商人・地主層が美濃派に属し、本陣や富商の家宅等に江戸の宗匠を招いて句会を開いたのに対し、一般農民層は法師風に属して前者と異なる作家集団を形成し、ささやかながら地味で生活に密着した俳句活動を続けたことを指摘した。また詩文や和歌と宿役人・一般農民の創作・政治批判の狂歌等に言及した（以上、三）。第四に、美術工芸では、宿駅内の美術愛好者が江戸や旅行中の画家から絵画を購入、その受容層を説明し、また書道・彫刻・梵鐘・建造物にふれたが、特に宿内旧家の墓碑の規模・形状等を検討、そこに土豪農民の魂の軌跡と近世の隷属的小農の自立、その生活状態や敬虔な祈りの顕現を指摘し、かかる観点からの美術的意義を見出す必要性を説いた（以上、四）。第五に、遊芸・趣味では、歌舞伎・浄瑠璃・能楽・茶湯・立花・碁将棋・講釈師・浮世咄・評判記・相撲・万作踊などをとりあげ、中央との関係、受容層、日常生活との関連で言及した（以上、五）。第六に、剣術では岡田十内の柳剛流を説明、剣術家と百姓一揆鎮圧の関係にふれた（以上、六）。

第二節の宗教では、第一に、仏教からとりあげ、先ず幕府の仏教統制について、寺院法度による本末制度、宗門改・寺請・壇家制度の確立にふれ、次いで庶民の宗教生活の実態を、寺院の天下泰平・五穀豊熟の祈願から村祈祷、雨乞・虫除行事、病気快癒・安産・災厄除けの個人的祈祷、さらに葬式・法要、墓碑建立、縁日・開帳、仏寺への参詣、寄進・喜捨、祠堂金、僧侶の精神的頹廃・墮落、俗信の流行等の観点から具体的に論じた（以上、一）。第二に、神道については、先ず幕府の神社統制を「諸社祢宜神主法度」以下からみた後、民間の神祇信仰として宿内近傍の神社参詣、次いで遠方の伊勢参宮をはじめ、相州大山・木曾御嶽山・上州榛名山・同妙義山・武州御嶽山・三峰山・出羽湯殿山・山城愛宕山などの霊山・尾州津島社・讃州金毘羅宮などの参詣にふれ、さらに庚申信仰等と民衆生活との関連につき、農民諸階層の社会的変化の視点を導入して述べた（以上、二）。

第十章では、幕末より明治へと題して、幕末・維新期の社会状勢と政治局面の新展開に伴う封建的諸制度の撤廃、そして宿駅・助郷制度の終末を論じた。第一節の幕末の世相については、第一に、風俗の頹廃状況を、宿村民の階層分解の結果としての潰百姓・離村・出稼ぎ等による農業労働力の減少と手余り地や荒廃地の増加、村方騒動の頻発、無宿や博徒の横行といった社会現象の観点から把握、特に博ちについて詳述、関東取締出役や寄場組合村の組

織とその実態、若者仲間の動向、奢侈禁止令の破綻などを論じた（以上、(一)）。第二に、幕末期の政治混乱と世直し一揆については、天保改革失敗後の国内・国際状況の緊迫と宿村行政の諸問題、御用金・兵賦人足・人馬課役の過大な負担と、宿村民の課役忌避・スト計画、武州一揆の勃発と宿村支配層の動向、宿内貧民の抬頭、官軍逗留と打ちこわし、蕨宿問屋役をめぐる政治的動揺などを詳述した（以上、(二)）。

第二節の封建的諸制度の改廃では、第一に、地方行政機構の整備について、先ず旧幕藩制的な土地制度の解体、版籍奉還から廃藩置県にいたる過程の県設置（武蔵県→大宮県→浦和県）と蕨宿及び寄場組合村の関係、その他行政上の諸制度改変と宿村支配層の対応、農民の動向、大小区制などを論じた（以上、(一)）。第二に、封建的諸制度の改廃については、身分・経済制度の改革と文明開化にふれた（以上、(二)）。第三に、宿駅制度の終末については、慶応3年10月の道中奉行の最後の仕法改正の通達を示し、次いで明治政府の宿駅・助郷制度の改革から廃止にいたる諸過程を通説を検討・修正した上で叙述した（以上、(三)）。

以上、本書第一・第二巻の要旨を略述したが、学説整理なども各個所でおこない、附註で追記した重要部分も多いので、詳細は本文にゆずりたい。

論文審査結果の要旨

本論文は、近世宿駅の成立から崩壊に至る過程の主要問題について、中山道蕨宿を中心に実証的に検討し、その特質の解明をはかろうとしたものである。近世宿駅の変質は宿駅村構成員の存在形態・性格の変化に対応するとの視角から、第一章では、蕨宿の成立と検地を主題とし、蕨村・蕨町・蕨宿の呼称上の変化は、近世的村落の成立、市町の形成、宿場町の完成という近世宿駅の発展過程を示すと解し、さらに、土豪的農民を主体に成立した近世宿駅が寛文期から元禄期の小農の形成を経て、元禄享保期に至ると零細農民の形成によって変質する過程を論証している。

第二章では、蕨宿の機構と統制を主題とする。戦国期の伝馬問屋・商人問屋の系譜をひく宿駅問屋は、近世中期以降新旧交替がみられるとし、江戸幕府の交通統制に関しては、幕府道中奉行の設置過程を考証の上、五街道とその附属街道が道中奉行、脇往還が勘定奉行の管掌である点を明らかにしている。第三章では、宿民の貢租負担と用水をめぐる諸問題を論じ、宿駅村が一般農村とその生産基盤を同じくし、貢租負担を行っている構造を明らかにしている。

第四章では、近世宿駅の基本業種である人馬継立と渡船場を主題とする。人馬継立の主要問題である伝馬役負担は間口割基準であるとする従来の通説を検討し、間口割は城下町・山

間部に設置された特殊な経済条件下の宿駅にみられ、石高制下の平野部の一般宿駅では軒別負担が増大した結果変質し、馬役は石高割、歩行役は軒別ないし小間割などの負担方法をとる傾向が大であるとし、新見解を提示している。

さらに、戸田渡船場の機能について、組織・経営の実態両面から分析を行い、その存在の基本的意義を江戸幕府の軍事的・政治的目的に見出している。

第五章では、宿駅と助郷との関係を主題とする。助郷の起源・形式過程についての従来の諸説を整理検討した上、寛永14年に設置された東海道の助馬をもって、指定助郷の前段階としての助馬制の成立とし、それが寛文7・8年に指定助郷に転化し、元禄7年の幕府道中奉行による宿駅附属の定助郷・大助郷の設定によって近世助郷制が確立したとする新説を提示している。さらに、従来混乱していた助郷の区分についても諸説を検討した上、蔵宿の事例を通じて、定助郷・大助郷・加助郷・代助郷・増助郷・当分助郷などに一定の定義を与えた上、各々の負担内容・相互関係について新見解を示している。さらに、助郷役の負担の実態的構造を詳細に分析し、その負担の増大による宿と助郷の対立抗争に言及している。

第六章では、宿泊を主題とし、本陣の設置起源に関する通説の批判と各事例の分析を通じて、その成立を寛永12年の参勤交代制実施にともなう本陣職の設定に求め、それに先行する形態として御殿、御茶屋等の存在を指摘している。さらに、旅籠と木賃宿の起源・機能などについても論及している。

第七章では、宿村財政と村方騒動を主題とし、宿駅及び助郷村の政治的動揺を取扱う。まず、宿役人の宿財政運営をめぐる対立の基本的要因について、従来の単純な窮乏説を退け、それが宿住民の階層分化に随伴する伝馬役負担方法の変質にあることを論証し、さらに宿財政の運営を具体的に分析し、宿財政破綻の諸現象とその要因について詳説している。

第八章では、宿駅の発達の基礎が産業の展開にあるとの視点から、蔵宿及び周辺農村における諸産業の展開について論じている。まず、農業経営の推移を実証的に明らかにした上、地主・小作関係をとりあげ、宿住民の階層分化の具体的内容を示し、つぎに、宿運営と補完関係にある宿商業の発達を、市商業から店舗商業への発展過程としてあとづけると同時に、地廻り経済圏の形成に対応しての宿商人による在方商人の把握を指摘し、さらに、幕末期蔵宿隣村でのマニュファクチュア経営の展開に言及している。

第九章では、宿駅における文化と宗教の問題をとりあげている。宿駅を外の世界と緊密に接触・交流する地域として考察し、宿駅住民によるその受容形態にも及んでいる。

第十章では、幕末維新期の社会情勢のなかでの宿駅・助郷制度の終末を論じている。

本論文は、近世宿駅のあらゆる問題を戦後の農村史研究の成果を吸収しつつ、詳細に論じたところに大きな特色をもっている。論旨が各主題別にとどまりがちで、宿駅の全体系にか

かる論旨の展開が十分でなく、論述が概略的にとどまっている部分がないでもないが、しかしながら研究の方法は周到かつ緻密であり、豊富な新史料に基づいて、戦後停滞しつつあった近世陸上交通史研究に新生面を開いたものであり、学界に寄与するところが大きい。

以上の理由によって、本論文の提出者は文学博士の学位を授与されるに十分な資格をもつものと認められる。